

規格 7 版を考慮した KES ステップ 2 サンプルマニュアル 13 版への追補について

2019 年 6 月

以下の 4 箇所について赤字で示します。

P5 3.3.1 環境影響項目

当社の活動、製品及びサービスの環境影響項目のうち、環境に著しい影響を及ぼすあるいは環境から影響を受けると考えられるもの又はその可能性のある項目を特定するため、環境影響評価を行い、特定された著しい環境影響項目は環境改善目標の設定時に確実に考慮することにより、継続的改善に結びつける。

P9 3.3.3 環境改善目標及び改善計画

(1) 環境改善目標

①環境改善目標の設定

中長期の環境改善目標並びに単年度の環境改善目標は、環境管理責任者が環境宣言と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にすると共に、次の事項を考慮したうえで立案し、環境委員会で審議し成案とした後、最高責任者の決裁を得て設定する。作成した目標は、環境管理責任者が関連部門へ通知する。設定した環境改善目標は、環境管理責任者が管理する。

a) 法的及びその他の要求事項の順守

b) 著しい環境影響項目

c) 汚染の予防及び環境保護に関する約束

環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含む

d) 技術的、経済的制約にもとづく実現の可能性

e) 組織とその活動、製品及びサービスに関する利害関係者のニーズ及び期待。

f) 組織の経営課題や他の事業の進め方、活動、製品及びサービスの影響が及ぶ範囲。

P16 3.4.4 文書

環境マネジメントシステムの規格要求事項並びに組織自らが実行することを決めた事項、各要素及び各要素間の相互作用、また関連する規定類等への道筋を、この「環境マネジメントマニュアル」に包括的に記述し、【図－2】にその関連を示す。

P18 3.4.7 緊急事態への準備と対応

事故や災害を含む事業活動上の緊急事態の可能性を明確にし、それらに対処し、かつ、それらに伴う環境への影響を予防し、緩和するための手順を制定し、管理する。

以上